「大気汚染常時監視測定局の適正配置について (答申)」 への対応状況について

1 概要

本市では、大気汚染防止法に基づき、市内に設置した測定局で大気環境の常時監視を行っている。

平成30年4月に環境審議会へ適正な測定局の配置案について諮問し、 検討部会で検討を重ね、平成31年2月に「大気汚染常時監視測定局の適 正配置について(答申)|を受けたところである。

同答申に基づき、本年度初めから測定局の新設工事等に着手し、<u>令和元年7月より新体制による常時監視測定を開始</u>したので、ご報告するもの。

2 答申 (H31.2) の主な内容

- 越境汚染の影響が大きいとされる 0x 及び PM2.5 は現体制の維持・強化 (PM2.5 測定を1局新設)を図るとともに、「将来の開発計画の監視」及び 「越境大気汚染への対応強化」を目的に響灘埋立地周辺に測定局を1局新設
- シミュレーション結果(平成元年より大気環境が改善)を元に、国の「事務処理基準」による基本局数(本市:11局)や行政区のバランスなど地域の特性を踏まえ、既存の測定局及び測定項目を適正化
- 新たな大気常時監視体制は、現在21局から18局体制(1増4減)

【本市の対応】答申に基づき速やかに体制を整備

3 整備経過について

昨年の6月末までに必要な工事を完了させ、7月1日より、新体制による常時監視測定を開始し、現在、環境省や福岡県のホームページを通じて、1時間ごとの速報値を、随時公表中。

4 効果について

今回新設した、測定局とも合わせて、現在まで得られたデータを検証するなどした結果、越境汚染の影響をより早く捉えることが可能になった。



若松ひびき局(新設)について

○設置場所:ひびきコスモス公園内(若松区向洋町15-1)

○運用開始:令和元年7月

